

令和5年4月10日

保護者等 様

京都府立向日が丘支援学校

校 長 平 岡 克 也

気象警報発表時における休校等について（お知らせ）

陽春の候 保護者等の皆様には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本校教育に御理解・御支援をいただき、ありがとうございます。

さて、気象警報発表時における本校の休校等について、下記のと通りの対応としますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

記

- 1 乙訓2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）いずれかに午前7時の時点で洪水、暴風、大雪、暴風雪の警報が出ている場合は、休校となります。
（大雨警報のみでは休校となりませんので御注意ください。大雨洪水警報の場合は「洪水」が入っているので休校となります。）

なお、登校後に警報が発表された場合は、児童生徒の安全を確保することを原則に状況により適切な対応をします。

- 2 乙訓2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）いずれかに午前7時の時点で特別警報※が発表されている場合は、休校とします。

また、午前7時までに特別警報が解除され、午前7時段階で警報に切り替わっている場合についても、休校とします。この場合は大雨警報のみでも休校です。

- 3 その他、校長が必要と認める場合、休校となることがあります。

（降雪による付近の道路状況から、スクールバスの運行が困難な場合等）

※ 特別警報とは、「警報の基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起これると予想される場合に発表」し、対象地域の住民の方に、最大限の警戒を呼びかける（直ちに身を守る行動をとる）ものです。